

POINT うつ病発症と連続「深夜勤」勤務との間に相当因果関係が認められ、安全配慮義務違反となる場合は？

【あらまし】

- ① X1、X2 は、Yの設置する支店（郵便局）に勤務している
- ② X1、X2はYに対し、
  - ・社員就業規則に基づく連続「深夜勤」勤務に従事する義務のないことを確認
  - ・連続「深夜勤」勤務の指定の差止め
  - ・連続「深夜勤」勤務に従事したことによりうつ病等に罹患したことに基づく損害賠償（慰謝料）を求めて提訴した。
- ③ 第一審判決は、X1に対し80万円、X2に対し50万円の損害賠償金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。
- ④ 第一審判決を不服としてX1・X2 およびY双方が控訴した。

【深夜勤の基本形態】

午後9時から翌日午前8時まで（10時間拘束）  
午後10時から翌日午前6時45分まで（8時間拘束）

【結果】

本件控訴審判決は、X1・X2の請求について、いずれも理由がないとの判断をし、うつ病発症と連続「深夜勤」勤務との間に相当因果関係を認め安全配慮義務違反とした第一審判決を取り消した。

【要点】

- ① X1らに対する連続「深夜勤」勤務の指定は、その時間数、実施回数、休憩時間、作業内容等を照らして、それ自体がX1らの身体的精神的健康被害を害するなどその生命、身体等に危険を及ぼす程度のものであったとは認められない。
- ② Xらがうつ病等を発症するまでの勤務状況を考慮してもX1らが時間外労働や休日労働を行っておらず、過重な業務を負担する状況にあって

このレポートは、実際の事例をもとに、何が紛争のポイントなのか？また紛争を事前に防ぐための事業主としてすべきことなどを簡潔にまとめました。是非参考になさって下さい。

そのために心身の健康を害したものとも認めることができない。

- ③ Yにおいては、深夜帯勤務に従事する者については一般対策の他、自発的健康診断の経費負担、成人病検診受診の助成をし、必要に応じて時間外及び「深夜勤」勤務の指定制限等の措置を取ってきたものであることなどを勘案すれば、安全配慮義務違反があったということとはできない。

【解説】

深夜帯の交替勤務の健康への影響及び仮眠の効果をもたせるときは、Xらのうつ病等の発症と連続「深夜勤」勤務との間の因果関係があると認め、Yが不規則な連続「深夜勤」の指定をしており、不規則な深夜帯の交替勤務についてはうつ病等の精神障害の発症率が高いことが指摘されていることからすると安全配慮義務違反があると判断しました。しかし、一般に深夜勤務が概日リズムの乱れを生じさせるなどしても、どのような態様の深夜勤務がどのくらいの頻度にわたりどの程度継続すればどういった悪影響が生ずるかについては、調査研究報告等によっても明らかになっているとはいえ労働者の生活習慣も健康に重要な影響を及ぼすものであって深夜勤務それ自体が健康にもたらす影響の程度及び内容について明確でないというべき判断を示しました。

【アドバイス】

本ケースの控訴審では、事業主の安全配慮義務があったとまでは言えないとして、第一審判決を取消す判決が出されましたが、いずれにしても不規則な深夜帯の交代勤務については、うつ病等の精神障害の発症率がより高いことも指摘されています。深夜勤務に従事する従業員がいる事業所の場合は、該当従業員の健康状態、深夜勤務の回数や拘束時間、休憩・休日等についても十分な注意と配慮をする必要があるでしょう。

神田社会保険労務士事務所

〒274-0816 千葉県船橋市芝山1-31-7 A-105

電話 047-496-0600 FAX047-496-0601

mail: info@kandasr.com

<http://kandasr.com>